

令和5年7月19日

青森市政記者会 様

青森市市民部生活安心課長

「夏の交通安全県民運動」の実施について

このことについて、「夏の交通安全県民運動」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。

記

- 1 期 間 令和5年7月21日（金）～31日（月）までの11日間
- 2 運動の重点 (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
(2) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
(3) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
(4) 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止
- 3 行事日程 別添資料「行事・活動日程」をご覧ください
(※期間前後の行事も含まれます。)
- 4 その他 各行事・活動は、天候等により変更・中止になる場合があります。
詳細につきましては、行事・活動日程に記載の各問合せ先までお願いします。

【担当】

青森市市民部生活安心課

担当：主幹 木立、主事 成田

電話：017-734-5258

青森市交通安全対策協議会

令和5年夏の交通安全県民運動実施要綱

目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

7月21日(金)から7月31日(月)まで(11日間)

運動重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上



- 2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- 3 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



- 4 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止



運動の進め方

運動を効果的に推進するため、市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

なお、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、市民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- エ 歩行者被害の死亡事故の特徴(半数以上が高齢者)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進



(2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 横断歩道者事故等の防止と安全運転意識の向上

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進



(2)高齡運転者の交通事故防止

- ア 高齡運転者に対する加齡等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポートカー)の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

重点 2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- ア 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第 32 号)の施行(令和5年4月1日)により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

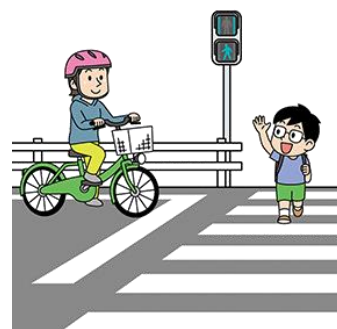


自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

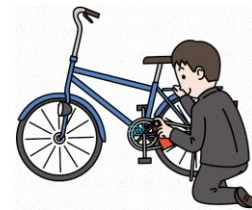
(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



(3) 自転車利用者等の安全確保

- ア 反射材用品等の取付促進による自転車の被視認性の向上
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ウ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



重点 3 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



重点 4 飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 飲酒運転の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



(2) 妨害運転の防止

- ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



令和5年夏の交通安全県民運動行事・活動日程（期間前後含む）

運動期間
運動の重点

令和5年7月21日（金）～7月31日（月）

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- 2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 3 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

※下記日程等は、天候、その他の理由により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
1	交通マナーアップ 作戦	7月21日（金） 10:00～ 久栗坂駐車帯 （東バイパス）	通行車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	青森交通安全協会 Tel017-777-2815
2	キラリぴっかり 作戦	7月27日（木） 15:00～ さくら野前	チラシ・反射材等を配布し、反射材着用を呼びかけるとともに、通行車両にのぼり旗等で安全運転を呼びかける。	青森交通安全協会、青森交通指導隊	
3	レッドストーム 作戦	7月27日（木） キラリぴっかり作戦 終了後（16:00頃） 280号バイパス	スピードを出しがちな箇所では赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通指導隊	
4	安全協会青年部 街頭広報活動	7月28日（金） 18:30～ イトーヨーカドー青森店	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部	
5	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通指導隊	
6	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通指導隊	
7	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	運動の周知徹底を図るため、チラシを町会回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部	
8	のぼり旗の掲示	運動期間中 市内全域	「安全運動実施中」「シートベルト着用」等ののぼり旗を掲示し、安全運動の周知徹底を図る。	青森交通安全協会 各支部	
9	小学校 交通安全教室	7月中 市内小学校3校	実車による飛び出し事故実験等の参加・体験型の交通安全教室を実施し、児童の交通事故防止を図る。	青森交通安全協会	
10	交通安全・防犯 のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置し交通安全意識の高揚を図る。	各町会、 地区連合町会	-
11	各地区の交通安全 決起大会または パレード等の実施	運動期間中 市内各所	交通安全決起大会またはパレード等を実施し、地域住民の交通安全の意識の向上を図る。	青森市町会連合 会、地区連合町会	青森市町会連合会 Tel017-734-2584
12	広報啓発活動	運動期間前 ～ 運動期間中	新聞広告（東奥日報、陸奥新報）、ラジオ（RAB県広報タイム）、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	青森県環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
13	夏の交通安全活 動	運動期間中 事業所内	適性診断受診者のカウンセリング時に、交通安全（特に交通弱者の保護徹底）を周知する。	（独）自動車事故対 策機構	（独）自動車事故対 策機構 Tel017-739-0551
14	ホームページ等による周知	期間中 （期間外も実施）	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山の現象について、的確な実況監視を行う。また、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して交通事故の抑止に努める。	青森地方気象台	青森地方気象台 Tel017-741-7413
15	職場における交通 安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの機会あるごとに交通安全法規順守を確認し、特に信号のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を呼びかける。		青森地方気象台 Tel017-741-7412

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
16	のぼり旗の設置	運動期間中 日本郵便(株) 青森市内各郵便局	のぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、地域の皆さまに交通安全を呼びかける。	日本郵便局(株)	青森西郵便局 Tel017-781-0600青森 中央郵便局 Tel017-775-5545
17	役員会の開催	7月12日(水) 11:00~ ホテル青森	役員に対して、本運動の趣旨について周知を図るとともに、交通事故防止活動の推進を促す。	青森地区安全運転 管理者協会	青森地区安全運転 管理者協会 Tel017-774-5050
18	加入事業所への 会長書簡の発出	運動期間前 協会加入事業所	協会加入事業所に対して、交通事故防止活動の推進を呼びかける。	青森地区安全運転 管理事業主会、 青森地区安全運転 管理者協会	
19	加入事業所への 訪問	7/25(火) 協会加入事業所	協会加入事業所を訪問し、安全運転管理状況等を確認するとともに、交通事故防止活動の徹底を図る。	青森地区安全運転 管理者協会	
20	市民交通安全の 日街頭活動	7月3日(月) 13:30~14:00 新町パサージュ広場前	通行する市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月1日の「市民交通安全の日」の周知活動を行う。	青森市交通安全母 の会、青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258
21	高齢者交通安全 の日街頭活動	7月14日(金) 13:30~14:00 新町パサージュ広場前	通行する市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月15日の「高齢者交通安全の日」の周知活動を行う。		
22	のぼり旗の掲示	校地内及び学区内	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける	青森市立沖館中学校	青森市立沖館中学校 Tel017-781-0855
23	Jump集会	7月3日(月) 筒井中体育館	集会でいじめ防止非行防止に加え交通安全を呼びかける。	青森市立筒井中学校	青森市立筒井中学校 Tel017-741-7161
24	看板、のぼり旗の 掲示	運動期間中 青森県自動車会議 所	看板、のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売 店交通安全対策推 進協議会	一般社団法人 青森県自動車会議所 Tel017-776-4211
25	会員事業所への 文書発信	7月上旬	夏の交通安全県民運動が実施されることにより、トラック協会加入全事業所へ支部長名による文書発信を行い、運動期間中の交通事故防止の呼びかけによる安全運動の周知を図る。	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 Tel017-729-3000
26	交通安全事故防 止の呼びかけ	運動期間中 会員店店頭	来店ユーザーに対して交通安全運動期間中の周知と事故防止の呼びかけを行う。	青森地区二輪車安 全普及協会	青森地区二輪車安 全普及協会 Tel017-739-8255
27	広報啓発活動	運動期間中 マツダライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し、安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「運動の重点」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダライビング スクール青森	マツダライビング スクール青森 Tel017-782-7272
28	安全講話	運動期間中 マツダライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を呼びかける。		
29	レター活動	運動期間中 マツダライビング スクール青森	卒業生に対して、運転適性検査の結果による運転方法のアドバイス及び初心運転者による交通事故の原因についての関連情報や「交通安全ニュース」を送付する。		
30	のぼり旗及び ポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 Tel017-736-2061
31	送迎車両に運動 期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。		
32	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受検合格者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。		

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
33	在校生に対する啓蒙活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	校舎内に運動期間中ポスターを掲示し、在校生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。	青森モータースクール	青森モータースクール TEL017-738-2246
34	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森モータースクール	コース周辺の道路脇に「交通安全運動実施中」「高齢者を交通事故から守ろう」ののぼり旗を掲示し、交通安全を呼びかける。		
35	職場における安全指導	運動期間中 青森モータースクール	朝礼にて交通安全運動期間の周知徹底をし、業務中はもとよりプライベートでも事故・違反の防止に努めるよう意識向上を図る。		
36	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び通学する在校生に交通安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 TEL017-736-3371
37	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、運動期間中であることを呼びかける。		
38	在校生・受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	・本校に通学する教習生及び講習受講者に、事故防止を呼びかけるとともに、安全運転意識向上の啓発活動を行う。 ・「飲酒運転の根絶」及び「妨害運転等の防止」について呼びかけるとともに、受付に準備したアルコールチェッカーを来校する在校生等に活用確認させ啓発活動を行う。		
39	講習受講者への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	来校する高齢者講習の予約申込者や受講者に運動期間の事故・違反防止を呼び掛けるとともに、反射材を無料配布し、「反射材活用」の啓発活動を行う。		
40	のぼり旗の掲示	運動期間中	交通庁舎周辺にのぼり旗を設置して交通安全を呼びかける。	青森市企業局 交通部 東部営業所 西部営業所	青森市企業局 交通部 総務管理チーム TEL017-726-5441
41	看板の設置	運動期間中	営業所出入り口に看板を設置し、交通安全を呼びかける。		
42	重点目標の掲示	運動期間中	運動の重点目標を掲示し、安全意識の高揚を図る。		
43	放置自転車取り締まり	7月	青森市内の交通安全確保のため、国道に放置されている放置自転車の実態を調査し、取り締まりを実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 TEL017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 TEL017-734-4530
44	広報あおもりでの周知	7月15日号	夏の交通安全県民運動について掲載し、運動の周知を図るとともに交通安全意識の高揚を図る。	青森市	青森市民部 生活安心課 交通安全推進T TEL017-734-5258
45	書簡による交通安全運動の周知	運動期間前 (夏休み前)	各学校等に対して書簡を送付し、夏の交通安全県民運動の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
46	大型小売店舗等での広報活動の推進	運動期間前	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけを依頼し、交通安全意識の高揚を図る。		
47	園児に対する交通安全教室	運動期間中を含む (随時実施)	保育園等の園児の交通事故防止のため、青森市交通安全教育指導員による交通安全教室を実施し、正しい交通ルール・マナーを指導する。		
48	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。		
49	各種取締りの強化	運動期間中 青森警察署管内	運動期間中(期間前後も含む)に各種取締りを強化する。	青森警察署	青森警察署 交通第一課 安全教育係 TEL017-723-0110

青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

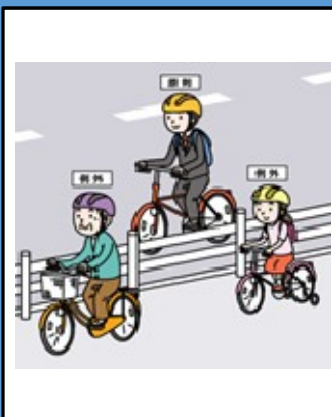
事務局 青森市 市民部 生活安心課 交通安全推進チーム TEL 017-734-5258 FAX 017-734-5256

「自転車」は「自動車」の仲間！
「歩行者」とは違います！



自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



※例外は…

- ◎「普通自転車歩道通行可」を示す標識のある場所
- ◎運転者が、児童や70歳以上の高齢者等
- ◎車道や交通の状況からみてやむを得ない場合



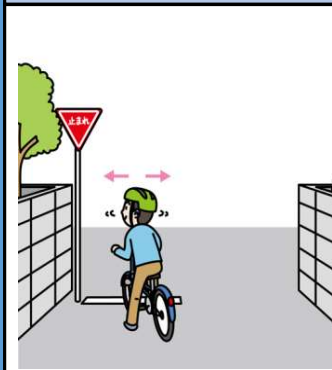
普通自転車歩道通行可を示す道路標識

④ 飲酒運転は禁止



自転車でも飲酒運転は禁止されています。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

道路標識等により一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

⑤ ヘルメットを着用



令和5年4月から、自転車を利用するすべての人は、ヘルメットを着用することが努力義務化されました。

自転車事故による被害を軽減させるために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

③ 夜間はライトを点灯



夜間は必ずライトを点灯しましょう。ライトをつけるのは、「自分が見るため」だけでなく、「相手に見せるため」でもあります。

青森市の皆さん！！
事故件数全体に占める自転車関連事故の割合をみると青森市は青森県の約1.7倍（R4）自転車を乗るときはヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。

